

I 調査の概要

1 調査の沿革

この調査は、昭和41年8月に始まり、年2回（2月、8月）実施していたが、昭和50年以降は年4回（2月、5月、8月、11月）実施し今日に至っている。

2 調査の目的

景気の変動、労働力需給の変化等が、雇用、労働時間等に及ぼしている影響や、それらに関する今後の見通し、対応策等について調査し、労働経済の変化の方向、当面の問題等を迅速に把握し、労働政策の基礎資料とすることを目的とする。

3 調査の範囲

（1）地域

全国とする。

（2）産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次に掲げる産業とする。

ア 建設業

イ 製造業

ウ 情報通信業

エ 運輸業、郵便業

オ 卸売業、小売業

カ 金融業、保険業

キ 不動産業、物品賃貸業

ク 学術研究、専門・技術サービス業

（ただし、学術研究のうち、学術・開発研究機関を除く。）

ケ 宿泊業、飲食サービス業

（ただし、飲食サービス業のうち、バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）

コ 生活関連サービス業、娯楽業

（ただし、生活関連サービス業のうち、家事サービス業、火葬・墓地管理業及び冠婚葬祭業を除く。）

サ 医療、福祉

シ サービス業（他に分類されないもの）

（ただし、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業及び外国公務を除く。）

（3）事業所

上記（2）に掲げる産業に属し、常用労働者30人以上を雇用する民営事業所から抽出した5,786事業所とする。なお、抽出方法としては、常用労働者数による確率比例抽出法（産業別に層化）を用いている。

4 調査事項

・定例項目（調査期共通事項）

事業所の属性に関する事項

生産・売上等の動向に関する事項

雇用、労働時間の動向に関する事項

常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数に関する事項

雇用調整等の実施状況に関する事項

・特別項目（調査期ごとに異なる事項）

2月調査 令和6年新規学卒者の採用内定状況に関する事項

正社員以外の労働者から正社員への登用状況に関する事項

5月調査 令和7年新規学卒者の採用計画等に関する事項

8月調査 令和5年度新規学卒者採用枠での募集に関する事項

- 労働者不足の対処方法に関する事項
11月調査 働き方改革の取組に関する事項
事業の見直しと雇用面での対応状況に関する事項

5 基準となる期日又は期間

2月調査 令和6年2月1日現在

(一部の項目については、調査実施年の前年10月から調査実施年6月までの実績及び見込、又は調査実施年の前年2月から調査実施年1月までの実績)

5月調査 令和6年5月1日現在

(一部の項目については、調査実施年1月から調査実施年9月までの実績及び見込)

8月調査 令和6年8月1日現在

(一部の項目については、調査実施年4月から調査実施年12月までの実績及び見込、又は調査実施年の前年8月から調査実施年7月までの実績並びに調査実施年8月から調査実施年の翌年7月までの見込)

11月調査 令和6年11月1日現在

(一部の項目については、調査実施年7月から調査実施年の翌年3月までの実績及び見込、又は調査実施年の前年11月から調査実施年10月までの実績並びに調査実施年11月から調査実施年の翌年10月までの見込)

6 調査の実施期間

2月調査 令和6年2月1日～2月7日

5月調査 令和6年5月1日～5月15日

8月調査 令和6年8月1日～8月7日

11月調査 令和6年11月1日～11月7日

7 調査系統

厚生労働省一報告者

8 調査の方法

調査票は、郵送により配布し、郵送又はオンライン（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）により回収する方法で行った。

なお、各期の有効回答率は以下のとおりである。

2月調査 45.4% 5月調査 44.9% 8月調査 50.6% 11月調査 49.9%

9 調査事業所の抽出

(1) 事業所母集団データベース（令和3年次フレーム）による名簿を抽出名簿とし、産業別の労働者数による確率比例抽出。

(2) 調査事業所数は、調査項目として取り上げられた特定の属性を持つ事業所の割合が30%のときの標準誤差が、回収率を考慮した上で産業別に3%以内になるように、下記の算式を用いて決定した。

$$C = \sqrt{\frac{W - n}{W - 1} \cdot \frac{p(1 - p)}{n}}$$

C : 標準誤差

n : 調査対象事業所数

W : 母集団常用労働者数

p : 特定の属性を持つ事業所の割合

10 達成精度

達成精度は、次式により生産・売上「増加」の事業所割合の標準誤差を算出した。

$$C' = \sqrt{\frac{W - n'}{W} \cdot \frac{\hat{p}(1 - \hat{p})}{n' - 1}}$$

C' : 標準誤差 n' : 調査票有効回答事業所の抽出回数の総和
 W : 母集団常用労働者数 $\hat{P}$: 生産・売上「増加」の事業所割合の推計値

なお、各期における産業別の達成精度は、次のとおりである。

各期における産業別達成精度
ー生産・売上「増加」の事業所割合ー

産業	2月調査		5月調査		8月調査		11月調査	
	推計値	精度	推計値	精度	推計値	精度	推計値	精度
建設業	41	3.5	47	3.7	17	2.5	34	3.1
製造業（消費関連業種）	56	3.4	27	3.2	36	3.1	32	3.2
製造業（素材関連業種）	42	3.4	16	2.5	32	3.0	27	2.9
製造業（機械関連業種）	35	3.3	23	2.8	29	3.0	29	3.0
情報通信業	38	4.4	50	4.4	25	3.4	30	3.8
運輸業、郵便業	46	3.9	19	2.9	39	3.8	30	3.3
卸売業	49	4.1	29	3.7	33	3.6	27	3.5
小売業	61	4.1	18	3.2	35	3.7	36	3.5
金融業、保険業	40	5.8	33	5.5	21	4.4	16	3.9
不動産業、物品賃貸業	31	4.9	33	4.7	19	3.6	27	4.1
学術研究、専門・技術サービス業	45	3.9	49	4.2	22	3.3	28	3.5
宿泊業、飲食サービス業	50	5.2	28	4.5	42	4.7	51	5.0
生活関連サービス業、娯楽業	37	4.3	22	3.6	49	4.1	34	3.8
医療、福祉	24	3.0	20	3.0	26	2.9	22	2.8
サービス業（他に分類されないもの）	46	4.0	23	3.4	29	3.5	28	3.5

11 主な用語の説明

(1) 労働者

常用労働者… 次のいずれかに該当する労働者をいう。なお、下記の派遣労働者は含まない。

- ・ 期間を定めずに雇われている者
- ・ 1か月以上の期間を定めて雇われている者

(注) 平成30年2月調査から下線部分の定義を変更し、「1か月を超える期間を定めて雇われている者」から「1か月以上の期間を定めて雇われている者」に変更した。また、「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で、前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者」は削除した。

正社員等…… 雇用期間を定めないで雇用されている者又は1年以上の期間の雇用契約を結んで雇用されている者をいい、パートタイムは除く。

なお、下記の派遣労働者は含まない。

(注) 平成20年2月調査から下線部分の追加により定義を変更し、併せて名称を「常用」から「正社員等」に変更した。

臨時…… 1か月以上1年未満の期間を定めて雇用されている者及び期間を限って季節的に働いている者をいい、パートタイムは除く。

(注) 平成20年2月調査から下線部分の追加により定義を変更した。

パートタイム… 1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が当該事業所の正社員のそれより短い者をいう。

(注) 平成20年2月調査から下線部分を「一般労働者」から「正社員」に変更した。

派遣労働者… 労働者派遣法に基づいて他社（派遣元事業所）から当該事業所に派遣されている者をいう。

(2) 職種

管 理	課以上の組織の管理に従事する者。
事 務	課長等管理職の指導、監督をうけて事務に従事する者。
専 門 ・ 技 術	高度の専門的知識を応用し、技術的な業務、研究等に従事する者。
販 売	商品、証券などの売買・営業、保険外交などに従事する者。
サ ー ビ ス	調理・接客・給仕など個人に対するサービスに従事する者。
輸 送 ・ 機 械 運 転	鉄道、自動車などで運転に従事する者及び車掌、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する者。
技 能 工	原材料の加工、各種機械器具の組み立て、修理、印刷、製本、建設機械を用いない建設作業などに従事する者のうち高度の熟練、判断力、責任を要する作業を行う者。
単 純 工	上記「技能工」と同じ作業に従事しているが、技能などの修得を要しない簡単な作業、単純な筋肉労働に従事する者。

(3) 「D.I.」はDiffusion Index（ディフュージョン・インデックス）の略で、変化の方向性を表す指標である。

(4) 「生産・売上額等判断D.I.」、「所定外労働時間判断D.I.」とは、当該期を前期と比べて「増加」と回答した事業所の割合（%、以下同じ）から「減少」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。

(5) 「雇用判断D.I.」とは、労働者数について、当該期間末を前期間末と比べて「増加」と回答した事業所の割合から「減少」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。

(6) 「労働者過不足判断D.I.」とは、労働者数について、調査日現在の状況で「不足（やや不足、おおいに不足）」と回答した事業所の割合から「過剰（やや過剰、おおいに過剰）」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。

(7) 「未充足求人」とは、事業所における欠員であり、仕事があるにもかかわらず、その仕事に従事する人がいない状態を補充するために行っている求人のことであり、求人の方法は問わない。

(8) 「欠員率」とは、常用労働者に対する未充足求人の割合をいい、次式により算出している。

$$\text{欠員率} = \frac{\text{未充足求人数}}{\text{常用労働者数}} \times 100(\%)$$

12 利用上の注意

(1) 令和6年2月調査実施時に客体事業所の抽出替えを行った。

(2) 平成27年2月調査から会社以外の法人（信用金庫、一般財団法人、病院等）も調査対象とした。会社以外の法人が調査対象事業所に占める割合（平成27年2月調査時）は9.4%で、「医療、福祉」、「金融業、保険業」、「学研究、専門・技術サービス業」においては、それぞれ、91.0%、13.1%、12.2%と高くなっている。平成26年11月調査以前の結果との比較には注意を要する。

(3) 平成30年2月調査より第13回改定日本標準産業分類（平成25年10月改定）により結果表章を行っている。また、平成21年2月調査から平成29年11月調査まで第12回改定日本標準産業分類（平成19年11月改定）により結果表章を行っていること、及び、調査対象産業に「医療、福祉」を追加したことにより、平成20年11月調査以前との比較は注意を要する。

(4) 集計に用いた産業区分は、日本標準産業分類の中分類産業を次のとおりまとめたものである。

D 建設業

06 総合工事業

07 職別工事業（設備工事業を除く）

08 設備工事業

E 製造業

消費関連業種

09 食料品製造業

10 飲料・たばこ・飼料製造業

11 繊維工業

13 家具・装備品製造業

15 印刷・同関連業

20 なめし革・同製品・毛皮製造業

32 その他の製造業

素材関連業種

12 木材・木製品製造業（家具を除く）

14 パルプ・紙・紙加工品製造業

16 化学工業

17 石油製品・石炭製品製造業

18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）

19 ゴム製品製造業

21 窯業・土石製品製造業

22 鉄鋼業

23 非鉄金属製造業

24 金属製品製造業

機械関連業種

25 はん用機械器具製造業

26 生産用機械器具製造業

27 業務用機械器具製造業

28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

29 電気機械器具製造業

30 情報通信機械器具製造業

31 輸送用機械器具製造業

G 情報通信業

37 通信業

38 放送業

39 情報サービス業

40 インターネット付随サービス業

41 映像・音声・文字情報制作業

H 運輸業、郵便業

42 鉄道業

43 道路旅客運送業

44 道路貨物運送業

45 水運業

46 航空運輸業

47 倉庫業

48 運輸に附帯するサービス業

49 郵便業（信書便事業を含む）

I 卸売業、小売業

卸売業

- 50 各種商品卸売業
- 52 飲食物品卸売業
- 54 機械器具卸売業

小売業

- 56 各種商品小売業
- 58 飲食物品小売業
- 60 その他の小売業

J 金融業、保険業

- 62 銀行業
- 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
- 66 補助的金融業等

K 不動産業、物品賃貸業

- 68 不動産取引業
- 70 物品賃貸業

L 学術研究、専門・技術サービス業

- 72 専門サービス業（他に分類されないもの）
- 74 技術サービス業（他に分類されないもの）

M 宿泊業、飲食サービス業

- 75 宿泊業
- 77 持ち帰り・配達飲食サービス業

N 生活関連サービス業、娯楽業

- 78 洗濯・理容・美容・浴場業
- 80 娯楽業

P 医療、福祉

- 83 医療業
- 85 社会保険・社会福祉・介護事業

R サービス業（他に分類されないもの）

- 88 廃棄物処理業
- 90 機械等修理業（別掲を除く）
- 92 その他の事業サービス業

- 51 繊維・衣服等卸売業

- 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業

- 55 その他の卸売業

- 57 織物・衣服・身の回り品小売業

- 59 機械器具小売業

- 61 無店舗小売業

- 63 協同組織金融業

- 65 金融商品取引業、商品先物取引業

- 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）

- 69 不動産賃貸業・管理業

- 73 広告業

- 76 飲食店

- 79 その他の生活関連サービス業

- 84 保健衛生

- 89 自動車整備業

- 91 職業紹介・労働者派遣業

（５）集計に当たって用いた規模区分は企業規模による。

企業規模区分は次のとおりである。

- 1,000 人 以上
- 300 ～ 999人
- 100 ～ 299人
- 30 ～ 99人

（６）判断D.I.の季節調整値は平成21年より毎年２月調査発表時に過去に遡って改定することとしているが、令和３年２月調査より「生産・売上額等」、「所定外労働時間」、「雇用」の判断D.I.の季節調整を、センサス局法X-12-ARIMAの中でのX-11オプションSeasonalmaS3×1からX-11コマンドによる選定結果(Seasonalma=MSR)に変更している。

令和６年２月調査以降に公表の季節調整値は、令和５年11月調査までの結果に基づき過去に遡って改定したため、令和５年11月調査以前の公表値と異なっている。

（７）構成比は小数点以下第１位を四捨五入しているため、計は各項目を足し上げた数値と必ずしも一致しない。統計表中の「０」は、該当数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。

統計表中の「－」は、該当数値がないことを示す。
統計表中の「…」は、調査していないため不明を示す。
統計表中の「△」は、マイナスを示す。

- (8) 特に記載がない場合、各統計表の「計」は全有効回答事業所である。
- (9) この調査では、それぞれの回答をした事業所の割合を集計して表章しているが、労働者が多い事業所ほど調査対象として選ばれやすくなっている（労働者数による確率比例抽出）ため、実質的に、事業所の割合というよりもこうした回答をした事業所で働く労働者の割合に近い。
- (10) この調査では、当該集計項目に回答していない事業所については、一定の回答をしたとみなして集計する、当該事業所を除いて集計するほか、当該事業所を含むすべての事業所について集計するなど集計方法は項目により異なっている。各表の脚注を参照のこと。
- (11) 用語の「正社員等」及び「臨時」の定義の変更により平成20年2月調査から集計対象が一部異なっているため、平成19年11月調査以前との比較には注意を要する（詳細は、6ページ「11 主な用語の説明」を参照）。
- (12) 用語の「常用労働者」の定義の変更により平成30年2月調査から集計対象が一部異なっているため、平成29年11月調査以前との比較には注意を要する（詳細は、6ページ「11 主な用語の説明」を参照）。
- (13) 労働者の職種について、日本標準職業分類を参考とした独自の分類のほか、職務や技能の習熟度による分類を使用している。
日本標準職業分類の設定（平成21年12月）にともない、平成23年2月調査より、職種の見直しを行った。
- (14) 雇用調整等の実施状況に関する事項については回答していない事業所を「実施していない又は予定がない」とみなして集計している。
雇用調整等の措置については、下記のとおり「雇用調整」と「その他の措置」に分けて集計した。

・「雇用調整」として集計

残業規制
休日の振替、夏期休暇等の休日・休暇の増加
臨時、パートタイム労働者の再契約停止・解雇
新規学卒者の採用の抑制・停止
中途採用の削減・停止
配置転換
出向
一時休業（一時帰休）
希望退職者の募集、解雇

・「その他の措置」として集計

所定内労働時間の短縮
賃金等労働費用の削減
下請・外注の削減
派遣労働者の削減

「雇用調整」には平成25年2月調査から「新規学卒者の採用の抑制・停止」を追加したため、「雇用調整実施」の数値を平成24年11月調査以前と比較する際は注意を要する。また、平成27年2月調査から下線部分を「作業時間・日数の短縮」から「所定内労働時間の短縮」に変更した。
「事業活動縮小によるもの」は、平成27年2月調査から調査を開始した。

- (15) 学歴区分は、大学卒（大学卒（文科系）、大学卒（理科系））に大学院卒を含めていたが、大学院進学者

が増加したことから、平成25年調査より大学院卒を分離し、調査集計した。平成24年以前との比較は注意を要する。（2月調査、5月調査）

(16) 平成26年11月調査から事業の見直しを「実施した（する予定）」の事業所において、事業の見直し方向として「拡大」、「縮小」、「その他」に分けて調査することとした（11月調査）。

(17) 平成27年2月調査から新規学卒者の内定状況の内訳に採用計画数との比較を追加した（2月調査）。

(18) 平成29年2月調査から「正社員以外の労働者から正社員への登用の状況」について、「登用実績の有無」を「登用制度の有無及び登用実績の有無」に、また「登用年齢の上限の有無」を「登用制度がありながら登用実績がない理由」に変更して調査を実施することとした（2月調査）。

(19) 平成29年11月調査から「新規学卒者の採用内定状況」に代えて、「働き方改革の取組」について調査を実施することとした（11月調査）。

(20) 新規学卒者採用枠での募集について、平成30年8月調査までは過去1年間の状況について調査していたが、令和元年8月調査からは調査年の前年度新規学卒者（調査年の3月卒業予定者を主たる対象とする）について調査することとした（8月調査）。